

○石巻圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

平成22年10月19日告示第227号

改正 平成25年8月1日告示第254号

石巻圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）第6に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定し、又は変更するに当たり、ビジョンの内容について民間、地域の関係者等の意見を幅広く反映させるため、石巻圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、ビジョンの策定又は変更のために必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、石巻市と東松島市及び石巻市と女川町が締結した定住自立圏形成に関する協定書（平成22年10月1日締結）に掲げる政策分野の関係者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、復興政策部復興政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年10月19日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 この告示の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成24年10月31日までとする。

(最初の会議の招集)

3 委員が委嘱された後最初に招集すべき懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成25年8月1日告示第254号)

この告示は、平成25年8月1日から施行する。